



標準購入規約

更新日: 2024年3月1日

目次

1.	購入契約	3
2.	価格	3
3.	支払い	3
4.	梱包及び引渡し	4
5.	不可抗力	4
6.	保証	5
7.	商品の品質及び真正性	6
8.	技術商品、ソフトウェア又はサービス	7
9.	施設、システム又は Carrier 情報へのアクセス	8
10.	補償、請求の防御	8
11.	検収	9
12.	買主による変更	9
13.	解除／終了	9
14.	譲渡／再委託	10
15.	支配権の変更、買収、分割	10
16.	買主の財産	10
17.	行動規範	11
18.	秘密情報及び／又は専有情報	11
19.	知的財産	11
20.	法令の遵守	12
21.	サービスの履行	13
22.	救済措置	13
23.	所有権	13
24.	保険	13
25.	監査権	14
26.	準拠法／紛争解決	14
27.	分離可能性／権利放棄の否定	14
28.	国際販売に関する国際連合条約の排除	14
29.	持続可能性	14
30.	進行義務	15
31.	製品の安全性	15
32.	機会均等義務	15
33.	完全合意／変更	15
A.	別紙 A-Carrier 情報のセキュリティ	17
B.	別紙 B-施設又はシステムへのアクセス	17
C.	別紙 C-適用法／遵守義務	17

東芝キャリア株式会社（以下「本買主」という。）¹

標準購入規約

本標準購入規約（以下「本規約」という。）は、取引文書、発注書、リリース、作業指示書、電子送信（以下「EDI」という。）注文、その他の文書（以下個別に及び総称して「注文書」という。）を含む本買主の注文書で参照される場合、また、注文書が存在しないときは、商品又はサービスを本買主が受領し本買主の電子支払システムで支払われる場合に適用される。本買主は、その単独の裁量で、いつでも本規約を変更することができる。かかる変更は、<https://www.corporate.carrier.com/suppliers/>に更新を掲載することにより有効となるものとするが、掲載後に売主に提出された注文書についてのみ適用されるものとする。注文書の対象となる商品又はサービスの「売主」又は「本サプライヤー」は、その責任において、本規約の変更を確認するために、定期的に本サイトを訪問するものとする。本買主に対して注文書の対象となる商品を提供し、又はサービスの一部を履行することにより、売主は、本規約及びこれに対する将来の変更拘束されることを認め、これに同意する。

1. 購入契約

売主は注文書に記載された商品及び／又はサービスを販売することに同意し、本買主は売主からこれを購入することに同意する。売主は、各注文書の受領及び承諾を確認するものとする。ただし、何らかの理由により、売主が本買主による注文書の発行後 2 営業日以内に注文書の承諾又は確認をしない場合、注文書は承諾されたものとみなされる。さらに、売主が注文書の対象となる注文の存在を認識する行為（注文書を履行するための行為を含む。）は、注文書及び本規約を含むすべての契約条件の売主による無条件の承諾を構成するものとする。売主は、追加の又は異なる条件を提示してはならず、本買主は、売主が提示する追加の又は矛盾する条件をいかなる時も拒否する。売主及び本買主が事前の書面による合意を締結しており、かかる事前の合意が、(i) 失効していない、又は終了しておらず、かつ、(ii) 本規約が適用されないことを明示していない場合、かかる事前の合意のすべての規定は完全に効力を有し、かかる事前の合意の規定が本規約と矛盾しない範囲において、本規約は、事前の合意を補完し、併せて供給契約（以下「供給契約」という。）を構成するものとする。事前の合意がない場合、又はかかる事前の合意が失効し若しくは終了した場合、本規約を含む注文書の条件は、本買主と売主間の契約条件の完全かつ排他的な記述を構成するものとし、両当事者の正当に権限を与えられた代表者が署名した書面による合意によってのみ変更できる（以下「注文契約」という。）。「本契約」とは、供給契約又は注文契約のいずれかの存在を指すものとする。

2. 価格

商品及び／又はサービスの価格は、注文書に記載された価格又は供給契約書に定められた価格（以下「本価格」という。）とし、本契約で明示的に許可されている場合を除き、値上げされないものとする。本価格には、以下の(a)～(c)が含まれる。(a) 適用されるインコタームズに基づくすべての運賃、関税及び税金（売上税、物品税及び源泉徴収税を含む。）を含む、梱包及び配送地までの配送に関するすべての費用。(b) 販売代理店への手数料。(c) その他付随的費用（かかる費用が本買主への請求書に別項目として記載されているか否かを問わない）。本価格には、政府が課す付加価値税（value added tax: 以下「VAT」という。）が含まれず、これは、各出荷に際して売主の請求書に別途記載する必要がある。商品又はサービスが売上税を免除されると特定される範囲において、納税者番号及び／又はその他の免除情報は、売主によって提供されるものとする。売主は、本価格が、同等又はより少ない数量の同一又は類似の商品又はサービスについて他の買主に現在提示されている価格よりも不利なものではないことを保証する。本買主が書面で特に同意しない限り、いかなる種類の追加料金又はサーチャージも認められない。

3. 支払い

書面による別段の合意がある場合又は法令により要求される場合を除き、請求書が正確であり、対象となる商品及び／又はサービスがすべて受領されている場合、請求書の発送日から 90 日後に、次回予定されている支払処理

¹Carrier Corporation 及びその親会社、関連会社又は子会社は、本標準購入規約に従い、「本買主」に与えられるすべての権利及び／又は便益を行使する権利を有するものとする。

で請求書の処理が行われる。支払いは、少なくとも月に 1 回行われる。売主は、本買主の指示に従って請求書を発行するものとし、これには指定されたシステム、形式、及びプロセスが含まれる場合がある。売主は、指定されたシステムの使用に関連する費用を負担する。本買主が指定されたシステムの使用を要求する場合、指定されたシステムで提出されるまで、請求書は支払われず、また受領されたともみなされない。すべての請求書には、発注番号、品目番号、品目又はサービスの説明、サイズ、数量、単価の情報を含める必要がある。請求書の支払いは、数量不足、欠陥、不適合、クレジット及びその他売主が注文又は以前の注文の要件を充足していないことによる調整の対象となるものとする。本買主は、電子的に又は小切手で、支払いを行うことができ、かかる小切手は「支払銀行」によって提示された時点で受け入れられるものとする。法令で定められた相殺又は回収の権利に加え、法令上別段の定めがある場合を除き、売主に対して支払われるすべての金額は、売主及び／又は売主の関連会社の本買主及び／又は本買主の関連会社に対する債務を控除したものとみなされる。本買主は、法令上別段の定めがある場合を除き、売主又は売主の関連会社から本買主又は本買主の関連会社に支払われるべき金額の全部又は一部について、売主に支払うべき支払い又はその他の義務と相殺、又はこれから回収する権利を有する。本買主は、本買主が行った相殺又は回収を記載した明細書を売主に提供する。本買主はまた、法令上別段の定めがある場合を除き、本規約に基づき本買主に支払うべき金額について売主に請求する権利を有するものとし(例: 払戻し)、かかる請求書は受領後 30 日以内に売主により支払われるものとする。本買主は、法令上別段の定めがある場合を除き、商品の受領又はサービスの履行の受領後 12 ヶ月以上経過した後請求書を受領した場合、いかなる商品又はサービスに対しても支払義務を負わないものとする。

4. 梱包及び引渡し

売主は、本買主、関係する運送業者及び輸出先国の要件に従って、すべての商品を適切に梱包、マーク付け及び出荷を行う。指示がない場合、商品は、商品が損傷を受けていない状態で引き渡されることを確実にするのに十分な方法で梱包され、出荷されるものとする。商品は、注文書に明記された住所又は場所(以下「Carrier 所在地」)に、組み立てられ使用可能な状態で引き渡されるものとする。注文書又は本契約に別段の定めがない限り、すべての出荷にインコタームズ© 2020 DDP が適用される。本買主が本契約において輸送費を支払うことに同意した場合、売主は、本買主の指示がある場合、国内及び海外向けのすべての貨物について Carrier の輸送管理システム(Carrier Transportation Management System)(以下「TMS」という。)を利用するものとする。TMS が利用されていない場合、売主は、該当する TMS の配送料と売主の配送料との間における差額を本買主に支払うものとする。売主が輸送費を負担する場合、売主は、最も効率的な輸送手段が利用されるよう確保し、本買主に発送地から目的地までの可視性を提供するために、独自の輸送管理システムを導入するものとする。商品の引渡し又は必要なサービスの履行は、商品又はサービスが本買主によって実際に受領され受け入れられるまで完了しない。売主が引渡日又は履行日を遵守する義務は重要であり、売主が商品を引き渡す義務及びサービスを履行する義務に関しては、期限厳守とする。期限までに引き渡されない又は履行されない商品又はサービスを本買主が受け入れたとしても、損害賠償請求権の放棄にはあたらない。売主は、引渡義務を果たすために必要な原材料及び原材料を確実に保有するリスクを負担する。注文書の引渡日(又はより早い若しくは遅い、売主と本買主が合意した引渡日)に間に合わせるために迅速な出荷方法が必要な場合、売主はその方法を利用し、すべての割増運賃を支払うものとする。売主が適合する商品又はサービスを期限までに提供できず、本買主の生産スケジュールを混乱させた場合、売主は、以下を含むすべての損害について責任を負う。(i) 他のサプライヤーから代替商品又は代替サービスを確保するために支払った割増金(代替品等の確保が可能であった場合)。(ii) すべての割増コスト又は特急料金。(iii) 生産停止時間又はプロジェクトの遅延に起因する追加費用又は逸失利益。

5. 不可抗力

いずれの当事者も、不履行又は遅延が、ある一定の時点において、予見不能であり、不可避であり、当該当事者の支配を超え、当該当事者の過失によらない原因(以下それぞれ「不可抗力事由」という。)に起因する限り、本契約に違反したとはみなされないものとする。ただし、各不可抗力事由が発生した場合、影響を受ける当事者は、可及的速やかに他方当事者に対して、各不可抗力事由の発生、発生により合理的に予想される遅延期間、及び各不可抗力事由を軽減するために講じることを予定している措置を明記して通知するものとする。売主のサプライヤーに影響を与える事由により履行不良又は遅延が発生した場合には、本条の適用により当該不履行又は履行遅延が免責されるものではない(当該事由が上記に定義する「不可抗力事由」であり、かつ、当該サプライヤーが提供する商品又はサービスを売主が他の供給源から適時に入手できない場合は除く)。疑義を避けるために付言すると、(i) 市場状況若しくは売主の行為に基づく材料若しくは原材料の費用若しくは入手可能性の変化、(ii) 財政的困難、又はいずれかの当事者が利益を得ることができない、若しくは金銭的損失を避けることができないこと、(iii) 材料、プレミアム、労働力若しくはエネルギーの一般的な入手可能性の欠如を含む価格若しくは市場状況の変化、又は(iv) 当事者が本規約に基づく義務を果たすこと

が金銭的に不可能であることは、不可抗力事由を構成しないものとする。売主による履行遅延又は不履行の間、本買主は、本契約に定める条項によって、その損害を軽減し、製造上の混乱を回避するために必要な措置を講じることを妨げられないものとし、これには、(a) 本買主が責任を負うことなく、他の供給源から商品を購入して、その数量だけ売主に対する予定分を削減すること、(b) 売主の費用において、注文書に基づく作業のために生産若しくは取得したすべての完成品、仕掛品、部品及び材料を本買主に引き渡すよう売主に要求すること、又は (c) 売主に対して、他の供給元から、本買主が要求する数量及び時期で、注文書に定める本価格で本製品を提供させることを含むが、これらに限定されない。不可抗力事由の結果として 10 日を超える遅延が発生した場合、本買主は、かかる事由の影響を受ける範囲で、すべての契約を終了する選択権を有するものとする。当該終了により、影響を受ける商品及び／又はサービスの売買に関する契約に基づく両当事者のすべての義務及び責任が免除されるものとする。

6. 保証

本買主が売主から購入したものにに基づき、以下の 1 つ又は複数の保証が適用される。

商品 売主は、本買主並びにその関連会社、承継人、譲受人、顧客及び本買主が販売する商品のユーザーに対して、本規約に基づき提供するすべての商品が以下であることを保証する。(i) 商品適格性(merchantability)を有している。(ii) 本買主が受領する時点で新品である。(iii) 素材及び仕上がりにおいて欠陥がない。(iv) 本買主が商品を設計した範囲を除き、設計上の欠陥がない。(v) 適用されるすべての仕様書、サンプル、基準、図面、及び性能要件に準拠している。(vi) 本買主が商品又はサービスの特定を売主に依存している範囲において、それらの使用目的に適合すること。(vii) 権原に関する担保権その他の負担がないこと。(viii) 第三者の知的財産を侵害していないこと(以下「商品保証」という。)。本規約に基づき提供された商品の引渡し、検査、試験、受入れ、使用又は支払いは、本商品保証に基づく売主の義務に影響しないものとし、当該商品保証は、商品を含む本買主の製品の設置日、又は保証修理若しくは交換として商品が引き渡された日のいずれか遅い方から 60 ヶ月間、引渡し、検査、試験、受入れ、支払い、使用の後も存続するものとする(法令上別段の定めがある場合を除く)。不適合が確認された場合、売主は、本買主の選択により、(a) すべての不適合品若しくは欠陥品の費用全額及び本買主がその是正若しくは交換に要した費用を本買主に払い戻すこと、又は (b) 修理若しくは交換品を提供することのいずれかに同意する。本買主が (b) を選択する場合、売主は、売主の単独の費用で、上記の保証に適合しない商品の欠陥を速やかに修理し又はかかる商品を交換することに同意するが、いかなる場合においても、本買主からの不適合の通知から 10 日以内にかかる修理又は交換を完了するものとする。売主が不適合品の欠陥の修正又は交換を速やかに行わない場合、本買主は売主に対する合理的な通知の後、自ら当該商品の是正又は交換を行い、本買主がその際に負担した費用を売主に請求する権利を有するものとする。本買主の顧客への出荷後に欠陥が確認された場合、本買主又は本買主の顧客の裁量で、売主の処分のために物品が廃棄、保管又は保有されることがある。売主は、売主が上記 (i) から (viii) を遵守しなかった結果、又はそれに関連して本買主及び／又は本買主の顧客に発生したあらゆる費用及び損害について、当該費用又は損害の性質にかかわらず、速やかに本買主に払い戻すものとする。これには、修理、交換、手直し、撤去及び再設置費用、配送費用、損害賠償及び／又は調整金、生産遅延、支払保留、フィールドサービス費用、リコール費用、管理費用、並びに法的及び規制要件(消費者製品安全委員会(Consumer Product Safety Commission)などの機関のものを含むがこれに限定されない。)の提出及び遵守に係る費用を含むが、これらに限定されない。

ソフトウェア／ファームウェア 商品が機能するために必要なソフトウェアのコンパイル版及び組み込み版を含むハードウェア(以下個別に、又は総称して「ファームウェア」という。)を構成する、又は商品が売主の所有又はライセンスされたソフトウェア(以下個別に、又は総称して「本ソフトウェア」という。)を構成、含む又は組み込む範囲について、売主はここに本買主が本買主の顧客及び／又はそのエンドユーザー(以下「エンドユーザー」という。)に本ソフトウェアを販売、再販及び／又はそのライセンス付与を行う権限を付与する。売主は、本買主及びエンドユーザーに対し、商品として、又は商品若しくはサービスに組み込まれて本買主に販売されたすべての本ソフトウェア及び／又はファームウェアが、エンドユーザーによるインストール後 60 ヶ月間(以下「本ソフトウェア保証期間」という。)、それぞれの本ソフトウェアの機能について記載した売主が提供した仕様書その他の文書(以下総称して「本ソフトウェア仕様書」という。)に準拠して動作することを保証する(以下「本ソフトウェア保証期間」という。)。本ソフトウェア保証期間中に本ソフトウェアに欠陥があった場合、又は本ソフトウェア保証に適合しない場合には、本買主の選択により、売主は速やかに本ソフトウェアを修理若しくは交換するか、又は本ソフトウェアに関して支払われたライセンス料その他の費用の全額を払い戻すものとする。売主が本ソフトウェアの修理若しくは交換を速やかに行わない場合、又は行えない場合は、本買主又はエンドユーザー(場合に応じて)は、本ソフトウェアに関して支払われたライセンス料その他料金の全額の返金を受ける権利を有するものとする。本買主の選択により、売主は本買主に返金するものとし、本買主はエンドユーザーに返金する義務を負う。

サービス 売主は、本買主に対して、該当する場合に提供されるすべての本サービスが以下のとおりであることを保証する。(i) 適切な分野において経験を有する、適切な資格等を有し、訓練を受け、監督を受けた人員により、専門的かつプロフェッショナルな方法で、最新の、健全な、一般に認められた最高の業界基準及び慣行に準拠して行われており、今後も行われること。(ii) 注文書に含まれるすべての適用ある仕様、性能要件その他の要件に適合し、今後もこれに適合し、これを遵守すること(以下「**本サービス保証**」という)。売主は、サービスのいずれかが売主によって欠陥のある形で履行された場合、売主が追加料金なしで当該欠陥のあるサービスを再履行又は修正することに同意する。売主が不適合のサービスの欠陥の修正又は交換を速やかに行わない場合、本買主は売主に対する合理的な通知の後、自ら当該サービスの是正又は交換を行い、本買主がこれにより負担した費用を売主に請求する権利を有するものとする。その他の規定にかかわらず、上記に加え、売主は、本サービス保証に適合しないサービスに起因又は関連して発生した本買主の実費、費用及び損害について負担する責任を負うものとする。売主は、本買主に対し、サービス及び注文書(場合に応じて)に関連する売主又は売主の下請業者又は事業パートナーによるすべての文書及び証明書が最新、完全、真実かつ正確であり、かかる文書及び証明書に署名又は押印する権限及び資格を有する個人により(場合に応じて)署名又は押印されていることを保証する。本買主が法令又は規制に基づき取得すべき許可及び/又はライセンスを除き、売主は、本規約に基づく売主の義務履行に適用される可能性のある既存の国、州、地方若しくは地域のすべての法令、条例及び規制、又はその他の政府機関のそのすべてを遵守するために、売主が必要とするすべての許可、ライセンス、その他の形式の文書を自己の費用で取得し、維持することに同意する。本買主は、本規約に基づく作業の開始前に、すべての申請、許可、及びライセンスを確認し、承認する権利を留保する。

売主が上記の保証のいずれかに基づき本買主又はその関連会社に対して何らかの義務を負う範囲において、本買主は、本買主又はその関連会社が売主に支払うべき金額からその金額を控除、差引き又は相殺する権利を有するものとする。

7. 商品の品質及び真正性

商品(及び関連サービス)の注文はすべて、Carrier 品質マニュアル(Carrier Quality Manual: 以下「**SQM**」という。)に記載された要件に従うものとし、かかるマニュアルは参照することにより本規約に組み込まれる。SQM は、本買主の以下のウェブサイトに掲載されている。

<http://www.corporate.carrier.com/>

又は

<https://www.corporate.carrier.com/suppliers/>

売主は、SQM を受領、確認及び承諾していることを認める。本買主は、自己の裁量において、いつでも SQM を改訂又は修正する権利を留保し、売主は、本買主のウェブサイトに掲載される又はその他売主に提供された改訂又は修正後の SQM が、将来のすべての注文書に関して売主を拘束することに同意する。売主が本買主に販売するすべての商品は、SQM 及び注文の根拠となる仕様書、図面、サンプルその他の文書に記載された本買主の品質基準及び要件に適合するものとする。本買主は、引渡し後に商品を検査する権利を含むその他の権利又は救済措置に加えて、製造若しくは加工中、又は売主の管理下で保管中の商品を検査し、試験する権利を常に有するものとする。売主は、本契約期間中、本買主への事前の通知及び本買主の変更の書面による承諾なしに、品質、製造場所、又は商品に関連する売主のプロセスに変更を加えてはならない。

売主はさらに、本買主に販売される商品には新品かつ真正の材料のみが使用されており、商品に偽造部品が含まれていないことを表明し、保証する。

「**真正**」とは、(a) 本物であること、(b) 商品の表示及びデザインが明記又は暗示する正当な出所からのものであること、並びに(c) 商品にその名称及び商標を適法に表示している製造者によって定められた基準に基づき、当該製造者自身により又は要請に応じて第三者により、製造されたものであること。

「**偽造部品**」とは、原産地、材料、製造元又はブランドが不当に表示された部品、原材料、モジュール又は組立品をいう。この用語には、(a) 製造者の身元を偽装し、若しくは偽って表示/言及した部品、及び/又は(b) 以前に使用された部品を引き抜き若しくは再生し、「**新品**」として提供したものが含まれるが、これらに限定されない。

「無許可の販売店」とは、相手先の製造業者（以下「本製造業者」という。）から本製造業者の商品の販売又は流通を認められていないにもかかわらず、本製造業者の商品の販売、仲介及び／又は流通を行うと主張する個人、企業又は会社をいう。本買主が書面により事前承認しない限り、無許可の販売店から部品／原材料を購入することは認められない。

本買主が書面により事前承認しない限り、新品かつ真正な部品以外の材料、部品又は原材料を使用してはならない。不注意による偽造部品の使用の可能性をさらに軽減するため、売主は、本製造業者から直接、又は本製造業者の正規流通チェーンを通じてのみ真正な部品／原材料を購入するものとする。売主は、本買主の要求に応じて、すべての部品／原材料の該当する本製造業者への追跡可能性を証明する文書を本買主に提供しなければならない。

8. 技術商品、ソフトウェア又はサービス

8.1 サポート 売主はさらに、本買主及びエンドユーザーに対し、本ソフトウェア及びファームウェアの合理的なサポートサービスを追加料金なしで提供することに同意する。これには、少なくとも、(a) 本ソフトウェア／ファームウェアが本ソフトウェア仕様書に従って適切に動作するように維持するために必要なプログラミング、サービス、修理など、適用される本ソフトウェア仕様書に従った動作に関するすべての不具合を修正すること、(b) 通常の営業時間内の電話サポート、(c) テクニカルサポート速報 (Technical Service Bulletins) へのオンラインアクセス、(d) 売主が通常顧客に提供するすべてのアップデート、修正、バグ修正及びリリースを追加料金なしで提供すること、並びに (e) 以下に定義する重大な問題については、本買主の要求から 30 分以内に対応し、その後曜日又は時間帯にかかわらず 2 時間以内に修正作業を開始することを含むものとする。「重大な問題」とは、本ソフトウェア／ファームウェアの実質的な障害、又はエンドユーザーの業務に不可欠な本ソフトウェア／ファームウェアの障害をいう。売主は、その他のすべてのサポート問題について、サービス要求の受領から 4 時間以内に作業を開始するものとする。売主は、対応又は修正の開始のいずれかについて上記の対応時間を達成できない場合、本買主に対し、追加 1 時間につき 250 米ドルのクレジットを発行するものとする。

8.2 クラウドベースのソフトウェアの利用可能性 売主がインターネット又はその他のネットワーク接続を通じてクラウドベースの本ソフトウェア及び／又は本ソフトウェアのサービス（以下「クラウドソフトウェア」という。）を提供する場合、売主は、各暦月において、以下に記載する例外に該当する場合を除き、24 時間ベースで測定して、99.5%の確率でクラウドソフトウェアを利用可能な状態にするものとする（以下「利用可能率」という。）。「利用可能」とは、クラウドソフトウェアがインターネット上で本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）（以下「エンドユーザー」という。）によるアクセス及び使用に利用可能であり、本ソフトウェア仕様書に実質的に従って動作していることをいう。クラウドソフトウェアが 98%から 99.5%の間の確率で利用可能である場合、本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）は、障害が発生した月に支払われるべきクラウドソフトウェアの月額料金の 10%相当額のクレジットを受けることができるものとする。クラウドソフトウェアが少なくとも 98%の確率で利用できない場合、本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）は、障害が発生した月に支払われるべきクラウドソフトウェアの月額料金の 40%相当額のクレジットを受けることができるものとする。クラウドソフトウェアが少なくとも 70%の確率で利用できない場合、本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）は、障害が発生した月に支払われるべきクラウドソフトウェアの月額料金の 70%相当額のクレジットを受けることができるものとする。利用可能率の計算において、以下はサービスレベル要件の「例外」であり、クラウドソフトウェアは、アクセス不能が以下のいずれかに起因する場合は、利用不能とはみなされないものとする。(i) 本買主又はエンドユーザー（場合に応じて）による作為又は不作為。(ii) 本買主又はエンドユーザーのインターネット接続性。(iii) 売主の合理的な支配が及ばないインターネットトラフィック上の問題。(iv) 本買主又はエンドユーザーが、ハードウェア及び／又はソフトウェアの最小要件を満たさない場合（もしあれば）。(v) 本買主又はエンドユーザーのハードウェア、ソフトウェアその他の機器。(vi) 売主が提供するものではなく、本買主又はエンドユーザーがクラウドソフトウェアにアクセスするために使用するハードウェア、ソフトウェア、サービス又はその他の機器。(vii) 売主が少なくとも 5 営業日前までに書面で通知する定期的な保守。

8.3 セキュリティ・バイ・デザイン 売主は、すべての本ソフトウェア及びファームウェアが重大な脆弱性がないように設計されていることを確実にするために（専有ソフトウェア・コード又は第三者のソフトウェア・コードのいずれかを問わず、適用される運用サポートシステム (operational support system: 以下「OSS」という。）を含む）、業界標準による商業的に合理的な努力をしたこと、また、商品に使用若しくは組み込まれている場合を含むすべての本ソフトウェア及びファームウェア、又は商品のインストール、保守、設定若しくはサポートに使用される本ソフトウェア／ファームウェアについて合理的に商業的なセキュリティ・バイ・デザインプログラム（以下「セキュリティ・プロトコル」という。）が確立され、維持されてきたことを表明し、保証する。セキュリティ・プロトコルには、(a) 侵入テスト（倫理的ハッキング）、(b) OSS スキャン、(c) 静的コード解析、(d) その他業界標準「セキュリティ・バイ・デザイン」原則への遵守を確保するために必要

なすべてのテスト及び検証を通じて、脅威をモデル化し、セキュリティ及び設計上のバグ、欠陥及び瑕疵を検出するために設計されたテスト体制が含まれる(総称して「**セキュリティ・バイ・デザインプログラム**」という。)。売主はさらに、本買主が策定した同様のセキュリティ・バイ・デザインプログラムを合理的に支援し、これに参加すること(本買主が合理的に要求するこれらの要件への売主の遵守に関する文書を本買主に提供することを含む。)を表明し、保証する。

8.4 脆弱性の通知及び修正 商業利用における商品の使用可能期間中(すなわち、いずれかの本商品の正式な耐用年数が終了するまで)、売主は、以下の方法により、すべての本ソフトウェア及びファームウェアの重大な脅威及び脆弱性を監視し、これに対処するものとする。(a) 必要なパッチ又はアップデートを行うこと。(b) 当該脅威及び脆弱性について、通知が不可能な場合を除き、一般公開前に本買主に迅速に通知すること。(c) 売主がパッチ又はアップデート発行プロセスを実施している間に、軽減されていない重大な脅威及び脆弱性に対処するための修正、回避、補償セキュリティ制御及び文書(以下「**是正措置**」という。)を策定し、合理的に実行可能な限り速やかに本買主に是正措置の通知を行うこと。売主は、本契約を履行するために、あらゆる階層の請負業者、下請業者及びサプライヤーにこれらの要件を伝達するものとする。売主が本第 8 条を完全かつ適時に遵守しなかった場合、本買主は、本買主が利用可能な他のすべての救済措置に加えて、以下の救済措置を受ける権利を有するものとする。(a) 本買主は、その単独かつ絶対的裁量において、売主の費用及び負担において、商品の受入れを取り消し、拒否、放棄、返品又は保有することができ(以下「**拒否された商品**」という。)、(b) 本買主は、i) あらゆる注文書、ii) その他の契約、iii) 本買主が売主から商品の一部若しくは全部を購入するために負う可能性のあるその他の義務、又は iv) (i)、(ii) 及び (iii) のいずれの組み合わせを、全部又は一部において、取り消すことができ(以下総称して「**キャンセルされた商品**」という。)、(c) 売主の単独費用(迅速化、品質検証、本買主の事業への悪影響に関する損失にかかる費用を含む。)で、本買主は拒否された商品及び／又はキャンセルされた商品の交換品を調達することができる。

8.5 売主が保管する買主情報のセキュリティ 売主は、売主が Carrier 情報を保管する場合、別紙 **A-Carrier 情報のセキュリティ**の条件を遵守することに同意する。

9. 施設、システム又は Carrier 情報へのアクセス

売主は、売主の人員に (i) Carrier 又は本買主の施設、及び／又は (ii) Carrier 又は本買主のシステムへのアクセスが許可される場合、別紙 **B-施設又はシステムへのアクセス**の条件を遵守することに同意する。

10. 補償、請求の防御

売主は、売主の保証違反、契約違反、詐欺、過失、故意の不正行為又は本規約に基づく履行に起因又は関連する、あらゆる種類及び性質の一切の請求、申立、訴訟、要求、手続き、判決、裁定、損失、責任、損害、違約金、罰金、賦課、費用又は経費(合理的な弁護士報酬を含む。)(以下総称して「**損害等**」という。)について、本買主、本買主の顧客、関連会社、保険会社、並びにそれぞれの従業員、役員、取締役、代表者及び代理人(以下併せて「**本買主側被補償者**」という。)を防御し、補償し、これらに損害を与えないものとする。売主はさらに、あらゆる知的財産権又はライセンスの侵害又は違反を主張する潜在的な又は実際の請求、衡平法上の訴訟、差止命令、訴訟、手続き、又は調査から生じるあらゆる損害等(注文書に関連して提供される商品又は履行されるサービスの製造、使用、販売、販売のオファー、輸入その他の利用に関連する本ソフトウェアの使用から生じるものを含む。)について、本買主側被補償者並びにサプライセンシー、下請業者及びその後の各買主又はユーザーを補償し、防御し、これらに損害を与えないものとする。商品又はサービスが、全部又は一部において、第三者の知的財産権の侵害若しくは不正利用を構成する、若しくは構成する可能性がある場合、又は本買主若しくは本買主の関連会社の使用が差し止められる、若しくは差し止められる可能性がある場合、売主は、補償義務に加え、速やかに以下のいずれかのことを行うものとする。(I) 侵害商品を引き続き使用する権利を確保すること。(II) サービスの再履行又は商品と同等の非侵害商品との交換を行うこと。(III) 重要な機能を損なうことなく、本買主が許容する時間内に、非侵害品となるよう、商品を変更すること。(IV) 本買主の選択により商品の返品を承諾し、購入金額を返金すること。売主は、代替の非侵害商品の製造、使用、提供、販売に必要なすべての内部、外部、及び本買主の顧客の承認、資格認定及び資格証明などを取得する際に発生した本買主の費用を本買主に払い戻すものとする。本条 (I) 項から (IV) 項に従って侵害の軽減に成功した場合を除き、売主は、本買主が提供、使用、販売、販売の申し出、輸入、輸出、又はその他の利用を禁止されている商品の購入価格を本買主に返金するものとする。また、本買主は、当該返金額を売主に対して負う金額から控除又は相殺する権利を有するものとする。

本買主の指示がある場合、売主は、上記の本条に従って売主が補償を提供する義務を負うすべての請求、訴訟、衡平法上の訴訟又は法的手続きの防御及び／又は和解、並びに当該請求を強制するために提起されたあらゆる種

類の訴訟又は法的手続きの防御を自ら行い、当該訴訟、又は法的手続きにおいて下されたすべての判決による確定債務、すべての弁護士報酬その他の費用を支払うものとする。売主は、当該請求等が注文その他に基づく本買主の利益に何らかの影響を与える場合、本買主の事前の書面による同意なしに和解を行わないことに同意する。本規約に定める売主の補償に関する誓約は、注文の終了又は満了にかかわらず、引き続き完全な効力を有するものとする。

11. 検収

本条は、サービスのみ購入する場合には適用されないものとする。本買主は、売主の施設において製造中を含め、いつでもすべての商品を検査することができる。かかる検査には、本買主の選択により、売主が注文のすべての要件を遵守していることの確認を含めることができる。売主は、本買主に対する追加費用なしで、本買主及び／又はその指名する者が売主の施設に合理的な時間にアクセスすることを許可し、かかる検査及び／又は確認に合理的に必要なすべてのアクセス及び支援を提供する。すべての商品は、本買主への引渡し後 90 日以内であればいつでも最終検収及び受入れの対象となる。すべてのサービスは、本買主への提供後 30 日以内に、本買主による受入れの対象となる。本買主は、その他の権利又は救済措置に加えて、欠陥のある商品及び／又はサービスを拒否し、(引渡条件にかかわらず)売主の責任及び費用で、売主にこれを返却するか、又は売主の指示に従ってこれを処分する権利を有するものとする。支払い又は所有権の移転は、承諾を構成しないものとする。本買主は、本買主が指示するとおり、払戻し、貸方記入、交換若しくは修正のために、売主に不適合の商品若しくはサービスを(場合に応じて)返品若しくは拒否することができる。売主が本買主の指示に従って不適合の商品又はサービスを適時に修正又は交換しない場合、本買主は、かかる商品又はサービスのすべてに関する注文を取り消し、さらに、その時点における注文の残りの金額を取り消すことができる。本買主が拒否した物品は、売主の責任及び費用で、本買主が一時的に保管する。売主は、拒否された商品に関して本買主が負担した梱包、取扱い及び輸送の費用を本買主に払い戻す。本買主は、商品の形態、適合性、機能に重大な影響を与える、又は本買主に対する商品の価値を著しく損なう、以前に発見されていなかった欠陥を商品に発見した場合、商品に大幅な変更が加えられているかどうかにかかわらず、いつでも商品の受入れを取り消すことができる。

12. 買主による変更

本買主は、商品又はサービスの引渡日前にいつでも、図面、仕様書、説明書、梱包、引渡時間及び場所、検査／試験、サービスの範囲、性質及び期間、並びに／若しくは輸送方法について変更を指示し、又は売主に変更させる権利を有するものとする。売主は、かかる変更を速やかに実施することが求められる。売主は、本買主からの変更通知の受領後 10 日以内に、要求された変更について金額の増減のいずれかによるかを問わず、調整案(もしあれば)を、費用の内訳及び調整の根拠を含めて本買主に通知し、両当事者は、公平な金額調整について交渉するものとする。金額調整においては、要求された変更の直接的結果として必然的に発生する合理的な直接費用のみを考慮することができる。変更又は修正のための柔軟性を組み込んだ注文書の条件は、本条の意味における変更とはみなされず、供給契約に特に記載されていない限り、金額調整の対象とはならないものとする。売主が本買主の変更通知の受領後 10 日以内に金額調整案を提供しない場合、売主の調整請求権は放棄されたものとみなされる。

13. 解除／終了

本規約に基づくその他の権利に加え、売主が本契約若しくは注文書のいずれかの規定に違反した場合、又は売主が破産若しくは債務者の救済に関する法令に基づく手続きの対象となった場合、本買主は、さらなる費用又は責任なしに注文書又はその一部を取り消す権利を留保する。本買主はさらに、本買主の単独の都合により、注文書又はその一部を終了する権利を留保する。かかる終了権が行使された場合、売主がその権利を立証することを条件に、注文書の終了日までに売主が実際に負担したすべての合理的な取消不能な直接費用が払い戻される。本買主は、売主若しくはその取締役、役員、従業員が、何らかの理由で、作業が行われる法域若しくは政府、政府関係者に対して好ましくない人物となった場合、又は売主が本買主の監査若しくは調査に協力しない若しくはこれへの協力を拒否した場合、又は該当する場合、米国連邦政府契約に適用される法令若しくは規制を遵守しない場合、直ちに終了することができる。この場合、本買主は、(i) 売主に対する更なる支払義務を免除され、(ii) かかる違反に起因する損害を回復する権利を有するものとする。

14. 譲渡／再委託

売主は、本買主の書面による許可なしに、注文に対する権利又は利益を譲渡してはならない。かかる許可のない譲渡又は委任の試みは、すべての目的に対して完全に無効であり、全く効果がないものとする。売主は、本買主の書面による明示的な同意なしに、作業を履行させるために第三者を雇用しないものとする。売主は、譲渡又は再委託の承認にかかわらず、引き続き履行責任を負うものとする。適用される破産法又は倒産法の規定に従って注文が譲渡された者又は事業体は、追加の行為又は証書なしに、譲渡日以降に注文に基づき発生するすべての義務を引き受けたとみなされるものとする。かかる譲受人は、要求に応じて、当該引受けを確認する法令文書を作成し、本買主に交付するものとする。本買主は、注文をいかなる者に対しても譲渡することができ、売主はここに、本買主に償還請求することなくかかる譲渡に同意する。

15. 支配権の変更、買収、分割

15.1 支配権の変更 支配権の変更の効力発生予定日の少なくとも 90 日前までに、売主は本買主に書面でその旨を通知し、新たな支配者となる可能性のある者の身元、並びに適用法及び機密保持の制限に基づき、本買主が要求する当該当事者及び取引に関する情報を提供するものとする。適用法により許容される範囲で、本買主はその後、かかる支配権の変更の効力発生日から 90 日を超えない期間、本契約を終了する権利を有するものとする。売主の支配権の変更は、以下のいずれかの場合に発生したものとみなされる。(a) 売主の直接的又は間接的な 50% 以上の実質的所有権の変更。ただし、本買主の直接又は間接の競合他社が関与する、売主の直接又は間接の受益権におけるいかなる金額の変更も、支配権の変更とみなされるものとする。(b) 売主の財務及び／若しくは業務方針並びに／又は行為に関する意思決定に関して、直接的又は間接的であるかを問わず、売主の現在の(注文の効力発生日時点での)コーポレート・ガバナンス体制の変更。

15.2 買収 本買主が事業体の所有権又は支配権を取得した場合(以下「被買収事業体」という。)、被買収事業体は、(i) 売主と被買収事業体との間における既存の契約に従って商品及び／若しくはサービスの購入を継続するか、(ii) 既存の契約を解除して、本契約に定めるのと同じ価格、条件で商品及び／若しくはサービスを購入する選択肢を有するものとする。

15.3 分割 本買主は、本買主の関連会社、事業ユニット、部門(以下「分割ユニット」という。)における持分所有権又は資産のすべて若しくは実質的にすべてを売却、譲渡又はその他の方法で(会社分割、事業再編又はその他を通じて)分割する場合、分割前又は分割後最長 6 ヶ月間いつでも、売主に対して、引き続き現在の注文を履行し、分割ユニットからの新規注文を本契約に定めるのと同じ価格及び条件で受けるよう書面による通知で要求する権利を有するものとする。

16. 買主の財産

本買主が売主に提供した、又は注文のために売主が作成した、若しくは本買主が支払ったすべての工具、機器金型、型、模型、図面その他の資料、及びそのすべての交換品、固定又は添付された材料は、本買主の財産であり、今後もそうであるものとする。すべての本買主の財産、及び該当する場合はその各個々の品目は、売主が「Carrier Corporation の財産」として(又は本買主により別途指示されたとおり)明確に表示され、その他適切に識別され、売主の費用で(実行可能な場合は売主の財産とは別に)安全に保管され、第三者のすべての担保権、請求、負担及び利益もない状態で維持される。売主は、本買主の財産を代用せず、本買主の財産又は本買主の財産を利用して開発、製造若しくは創作された財産若しくは商品を第三者に引き渡さず、又は利用可能にせず、本買主の注文に応じる場合を除き、本買主の財産、又は本買主の財産を利用して製造、開発若しくは創作された財産若しくは商品を使用しない。売主は、売主が所有するすべての本買主の財産が良好な動作状態を保つようにし、関連するすべての保守について責任を負う。注文の完了時、又はいつでも本買主の書面による要求があった場合、売主はすべての本買主の財産の出荷準備し、かかる財産を売主が最初に受け取ったときと同一の状態(合理的な損耗を除く。)で本買主に引き渡す。本買主は、事前に通知した上で合理的な時間にいつでも、売主の敷地に立ち入り、一切の本買主の財産及び本買主の財産を利用して製造、開発又は創作された財産又は商品を検査する権利を有する。売主は、本買主の財産について、受託者としての地位を理由として法令により売主に課される責任を負うものとする。

17. 行動規範

売主は、本買主のウェブサイト(現時点では下記 URL)にあるサプライヤー行動規範に記載された原則をあらゆる面で遵守し、その下請業者が遵守するよう商業的に合理的な手段を講じるものとする。

https://www.corporate.carrier.com/Images/Carrier_Supplier_Code_of_Conduct_FINAL_tcm558-76603.PDF

本規定の違反は、本契約及び／又は注文書の違反を構成するものとする。児童労働又は強制労働の使用に関するものとして、売主は、その下請業者が売主行動規範の条件を遵守することを確実にするものとし、売主又はその下請業者による本規定の違反は、注文書及び本契約の違反を構成するものとする。

18. 秘密情報及び／又は専有情報

「秘密情報」及び／又は「秘密情報」(以下総称して「**秘密情報**」という。)は、注文において、(i) 書面、有形、口頭、映像、その他の形態で開示されたかどうかを問わず、本買主が売主に開示した情報、知識又はデータ、及び (ii) 施設訪問により得られた情報、知識又はデータをいう。本買主がソフトウェアを含むサンプル商品、機器、その他の物又は資料を売主に提供した場合、受領した物品及びそれに含まれる情報は、注文に基づいて売主に開示された秘密情報として取り扱われるものとする。さらに、試験結果を含む、当該物品から取得又は派生するすべての情報は、注文に従って開示された秘密情報であるものとして取り扱うものとする。書面又は電子的形態によるかを問わず、文書又は有形の形態で開示されたすべての秘密情報は、「専有」又は「秘密」と表示することができ、秘密情報がそのように特定されない場合、それ自体の性質又は開示された状況により、専有であると合理的に考えられる場合には、秘密情報とみなされる。売主は、本買主の秘密情報を、本買主との現在の取引関係を支援する目的にのみ使用し、他の目的には使用しないものとする。売主と本買主が別途秘密保持契約(non-disclosure agreement: 以下「NDA」という。)を締結している場合、NDAはその満了又は終了まで、秘密情報の取扱いに適用されるものとする。NDAの満了又は終了後、売主は、本買主の書面による明示的な同意なしに、本買主の秘密情報を第三者に開示しないことに同意する。売主は、知る必要のあり、売主との間で本規約の条件と一致する方法で当該情報を扱うことを義務付ける契約を締結している売主の契約社員、コンサルタント及び代理人に本買主の秘密情報を開示することができる。売主は、(a) 本買主の秘密情報を組み込んだ、又は含む部品又は原材料(本買主に販売される部品又は原材料と同じ製品番号その他の識別が付された商品を含むが、これに限定されない。)を第三者に販売してはならず、また、(b) 本買主の秘密情報を使用して生産された商品又はサービスを第三者に販売してはならない。

上記の規定にかかわらず、注文は、以下のいずれかの情報を使用し又は開示する売主の権利を制限又は影響しないものとする。(1) 売主の過失によらず公知である、又は今後公知になる可能性があるもの。(2) 売主が、その文書に反映されているように、本買主による開示前に知っていたと示すことができるもの。(3) 本買主による開示後に第三者によって、本規約において課されたものと同様の制限なしに売主に開示されたもの。(4) 売主が、その文書に反映されているように、売主が秘密情報を使用せずに独立して開発したと示すことができるもの。

19. 知的財産

商品の開発、試験、製造及び保守に関連し、これらにおいて又はこれらのために使用されるすべての発明、特許権、特許を受ける権利、著作権、意匠権、企業秘密、ノウハウ、その他の産業財産又は知的財産並びに関連情報及び実施形態は、本規約において「**本知的財産**」として特定される。かかる関連情報及び実施形態には、試験結果、工具、治具、サンプル、本ソフトウェア、ファームウェア、ソースコード、設計、プロセス、図面、印刷物、仕様書、報告書、データ、技術情報及び指示書が含まれるが、これらに限定されない。

本契約の締結前に売主が所有していたすべての本知的財産(以下「**売主背景財産**」という。)は、引き続き売主が所有する。売主はここに、本買主のために、商品、サービスなどの使用、販売、販売の申し出、輸入、輸出、コピー、翻案、埋め込み、修正、派生物の作成、商品、サービスなどの作成を行い、また作成を行わせるための売主背景財産に対する世界的、非独占的、永久的、全額支払済み、取消不能、サブライセンス可能なライセンスを本買主に付与し、付与することを約束する。

売主は、本買主による売主背景財産の使用を制限し、又は本買主に義務を課す第三者のライセンス条件又は制限を本買主に通知し、第三者との契約の写しを本買主に提供し、本買主が注文に基づく権利を実行するために必要な追加のライセンスを取得する。

「本買主プロジェクト財産」とは、注文に関連して考案、創作、取得又は初めて実用化されたすべての本知的財産及び有形作業成果物をいう。本買主は、すべての本買主プロジェクト財産を所有するものとする。売主は、本買主のために商品を製造する目的で本買主が付与する場合を除き、本買主プロジェクト財産のいかなる権利も有しないものとする。売主は、本買主の意見において、本規約に基づく本買主の権利を確保するために必要な譲渡証書その他の文書に署名し、その他の行動を取るものとする。売主は、本買主プロジェクト財産の著作権又は特許の登録を支援するための行動を取っておらず、本買主の要求があった場合にのみそれを行うことを表明する。

売主は、本第 19 条に基づき設定された義務について、売主が注文の履行に使用する可能性のある従業員及びその他の者又は当事者を契約上拘束する。

売主は、商品及び／又はサービスが、売主又は売主の従業員がその雇用の範囲において、商品及び／若しくはサービス及び関連する本知的財産に対するすべての権利、権原及び利益(本規約に列挙され本買主に譲渡される権利を含む。)を売主に譲渡する書面による義務を伴って、又は下請業者が、商品、サービス及び関連する本知的財産に関するすべての権利、権原及び利益を売主に譲渡する書面の義務を伴って、独自に創出すること、また、商品及び／又はサービスが第三者の部品、原材料又はソフトウェアを含む範囲において、売主が商品における部品、原材料又はソフトウェアの妨げられない使用に必要な権利を取得していることを保証する。

売主は、本条に定義される従業員その他の者又は当事者による義務の違反があった場合、売主が契約条項を執行し、本買主の書面による要求に応じて、本買主が売主の名義で契約条項を執行することを許可することを保証する。

売主は、商品及び関連サービスに、本買主の書面による事前承認なしに、制限付きオープンソース・ライセンスの対象となる本ソフトウェア又はファームウェアを含まないこと、また、使用が本買主によって承認される範囲において、売主は、商品及び関連サービスに一切の負担がないことを確実にするために適切な措置を講じることを保証する。「制限付きオープンソース・ライセンス」とは、ライセンスの対象となるソフトウェアの使用、変更、配布の条件として、ソフトウェア又はソフトウェアと結合若しくはこれと一緒に配布されるその他のソフトウェアが、(a) ソースコード形式で開示若しくは配布されること、(b) 派生物の作成を目的としてライセンスが付与されること、又は (c) 無償で再配布可能であることを求めるライセンスをいう。

売主は、商品及び／又はサービスに適用される範囲で、これらにウイルス及びその他のネットワーク破損の原因がないことを保証する。

売主は、売主背景財産に関連する第三者とのすべての契約(ライセンス契約を含む。)を遵守していることを保証する。

売主は、本買主の秘密情報、本買主の本知的財産又は本買主プロジェクト財産を使用して製造された部品、原材料、製品、システム又はプロセスを第三者に販売しないものとする。売主は、売主が本買主のために製造する、若しくは製造させる、及び／又は本買主に販売する部品、原材料、製品、システム又はプロセスの「交換品」又は「代替品」であることを示す方法で、部品、原材料、製品、システム又はプロセスにラベルを貼付せず、これを広告、販売、宣伝しないものとする。これには、本買主又は売主が当該部品、原材料、製品、システム又はプロセスに割り当てた製品／部品番号を売主が表示又は使用することが含まれるが、これらに限定されない。本規約において明示的に承認されている場合を除き、注文のいかなる内容も、本買主が、注文に基づく作業の履行以外において本買主プロジェクト財産を使用するためのライセンス又は権利を売主に付与するものとは解釈されない。

20. 法令の遵守

売主は、本契約の履行に適用される、政府当局が作成又は施行するすべての国、連邦、省、州及び地方の法令、規則、条例、命令(裁判所による命令を含む。)及び規制を遵守する。ただし、(i) 商品の製造又は提供、サービスの供給、(ii) 商品の出荷、並びに (iii) 本買主が意図する用途の商品及び／又はサービスの構成又はコンテンツを含め、米国の反ボイコット法に反する場合を除く(以下総称して「本適用法」という。)。売主は、すべての本適用法を遵守するための本買主の取組みに協力し、これを支援することに同意する。本適用法及び関連する遵守義務の部分的かつ非網羅的なリストは、別紙 C-適用法／遵守義務として組み込まれる。本適用法及び別紙 C で売主に割り当てられた遵守義務の違反は、注文書及び本契約の違反とみなされる。

21. サービスの履行

売主は、自己が履行するすべてのサービスは、独立した請負業者としての地位における業務を構成することに同意する。売主は、その従業員、請負業者及び代理人を管理しており、いずれの者も本買主の管理下で行動していないことを確認する。売主は、その従業員、請負業者又は代理人が本買主の支配下で行動し、何らかの形で本買主の従業員としての権利を有するという主張について、本買主側被補償者を補償し、これらに損害を与えないことに同意する。

22. 救済措置

本買主の救済措置は累積的なものであり、本規約に定める救済措置は法又は衡平法により認められる救済措置を排斥するものではない。本契約のこれと異なる定めにかかわらず、売主は、売主の違反により、又は欠陥のある若しくは不適合の商品若しくはサービスの提供により生じた損害について、本買主に払い戻す。かかる損害には、本買主又はエンドユーザーが、以下のいずれかにより直接的又は間接的に被った費用、経費及び損失を含むが、これらに限定されない。(a) 欠陥のある／不適合である商品及び／又はサービスの検査、評価、選別、修理又は交換。(b) 生産又は供給の中断の結果生じた場合。(c) リコールキャンペーン又はその他の是正サービス活動の実施。(d) 欠陥のある／不適合である商品又はサービスに起因する人身傷害(死亡を含む。)又は物的損害の結果生じた場合。上記の救済措置に代えてではなくこれに加えて、売主は、売主の特定の作為又は不作為の結果として本買主に課される追加の管理負担を相殺するのに役立つ、以下の管理手数料を本買主に支払うことに同意する。引渡し遅延ごとに 250 ドル、品質欠陥(製品ごと)ごとに 250 ドル、受領に関する問題(例:パッケージ破損、数量不足、書類不備など)ごとに 250 ドル。

23. 所有権

すべての商品の所有権は、代金の全額支払い又は Carrier 所在地への商品の引渡しのいずれか早い時点で本買主に帰属する。ただし、本買主が商品を輸入する必要がある場合は、輸入前に本買主に所有権が帰属する。本契約に別段の記載がない限り、売主は、Carrier 所在地への引渡しまで、商品の滅失又は損害のすべての危険を負担する。

24. 保険

24.1 本契約期間中、売主は、本サービスの全部又は一部が履行される州又は法域の法令に基づき事業を行うことを認可された会社が発行する以下の種類及び最低額の保険を維持するものとし、AM Best 財務力格付け A-以上又は本買主が受け入れ可能な他の格付機関が作成した同等の格付けを有していなければならない。

24.2 法令で要求される金額の労働者災害補償保険、及び 1 事故につき最低 100 万米ドル(\$1,000,000)の使用責任保険。当該作業に臨時従業員若しくはリース従業員、又は Carrier の指示の下で働くその他の従業員が関係する場合、この補償には代替雇用主の保証が含まれるものとする。

24.3 施設賠償責任及び契約賠償責任を含む企業総合賠償責任保険及びアンブレラ賠償責任保険。この保険では、物的損害及び人的損害(事故死を含む。)の賠償責任限度額は、最低でも 1 事故につき 500 万米ドル(\$5,000,000)の填補限度額とする。

24.4 売主の車両が本買主の敷地内で使用される場合、及び／又は注文に基づき作業を履行するために使用される場合、又はその他本買主に代わって使用される場合、自動車損害賠償責任保険及びアンブレラ賠償責任保険。この保険では、物的損害及び人的損害(事故死を含む。)の賠償責任限度額は、最低でも 1 事故につき 200 万米ドル(\$2,000,000)の填補限度額とする。

24.5 売主又はその下請業者が本買主の材料又は機器をその管理、保管又は支配下に置く場合、売主は、当該材料又は機器の交換価値を満たす、又はこれを超えるのに十分な金額のオールリスク財産保険に加入し、これを維持するものとする。

24.6 売主が本買主に代わって専門的なサービスを行う場合、売主は、請求 1 件につき 500 万米ドル(\$5,000,000)を下回らない限度額の専門職業賠償責任保険を維持するものとする。

24.7 売主が本買主又は本買主の顧客のコンピュータ・システム及びデータベースにアクセスし、本買主の情報を処理、保存、又は保持する場合、本買主に代わってコンピュータ、コーディング又は情報技術サービス及び／又は技術商品を提供している場合、1 請求につき 1,000 万米ドル(\$10,000,000)を下回らない限度額の技術エラーズ・アンド・オMISSION賠償責任保険。この保険には少なくとも、当該サービス及び商品を提供する際、又は提供しなかった際の

誤謬、不作為又は過失行為に起因する責任、プライバシーの侵害、システムの侵害、サービスの拒否又は喪失、悪意のあるソフトウェア・コードの導入、埋め込み、拡散、並びにコンピュータ・システムへの不正アクセス又は不正使用に対する補償が含まれるものとする。

24.8 売主による作業の履行に起因して損失が発生した場合、自家保険の付保又は自家保険を含むすべての保険が、第一次保険かつ非按分保険となる。専門職業賠償責任保険／エラー＆オMISSION賠償責任及び労働者災害補償を除くすべての保険契約は、本買主を追加被保険者として指名する裏書を含むものとし、又はオールリスク財産保険の場合には、本買主を保険金受取人に含むものとする。法令により認められる範囲において、売主及びその保険会社は、本買主及びその親会社に対する代位権がここに放棄されることに同意する。売主は、請求に応じて、本買主に保険証書及びかかる補償を反映した裏書を提供するものとする。本買主がかかる保険要件の条項の遵守を監視すること、又は不遵守若しくは不満足な遵守について異議を唱えることを怠った場合も、これらの保険要件の条項に基づく売主の義務を何ら変更又は放棄するものではない。保険契約は、少なくとも 30 日前に通知する場合を除き、解約、非更新又は重大な変更を禁止する規定を含むものとし、売主は保険会社からの通知から少なくとも 10 日以内に本買主に書面で通知するものとする。

25. 監査権

本買主又はその正当に権限を与えられた代表者は、合理的な通知により、売主の施設において、売主による本規約の規定の遵守を監査する権利を有する。売主は、かかる監査中、要求に応じて適時に回答し、本買主及びその正当に権限を与えられた代表者に対し、本買主が設定したスケジュール内で監査を完了するための合理的な支援を提供するものとする。本買主が本契約の条件の重大な不遵守を発見した場合、又は売主の遅延により監査費用が増加した場合、売主は、本買主に監査費用を払い戻すものとする。

26. 準拠法／紛争解決

本契約は、日本の法令に従って解釈され、施行されるものとする。売主及び本買主との間で、本契約、注文、履行されたサービス又は売主から購入された商品から生じ、これに関係又は関連して紛争が生じた場合、各当事者は、当事者の正当に権限を与えられた代表者を通じた交渉により紛争を解決するために誠意をもって速やかに試みるものとする。両当事者は、本契約、又は売主から提供されたサービス若しくは購入された商品に起因、関係又は関連するすべての請求又は紛争であって(当該請求が契約違反又は不法行為又はその他の法的理論に基づいているか否かを問わない。)、合理的な期間を経過しても交渉又は調停によって解決されないものは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

27. 分離可能性／権利放棄の否定

本規約のいずれかの規定が管轄裁判所により法令に反すると判示された場合でも、残りの規定は、完全に有効に存続するものとする。一方当事者が本規約の規定を速やかに実施しないとしても、当該規定又は当該当事者がその後当該規定を実施する権利を放棄したものとは解釈されないものとする。商品若しくはサービスの受入れ又はその支払い、違反に対する権利放棄とならないものとする。

28. 国際販売に関する国際連合条約の排除

国際物品売買契約に関する国連条約(United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods)は、本規約又は適用される本契約の対象となるいかなる取引にも適用されないものとする。

29. 持続可能性

本買主及び売主はここに、優れた環境及び社会的パフォーマンスを達成するために努力する取り組みを支援することの価値を認識する。売主は、<https://www.corporate.carrier.com/corporate-responsibility/our-sustainability-goals/>に記載されている Carrier の 2030 年 ESG 目標(随時修正される。)(以下「**持続可能性に関する目標**」という。)を読んだことを認め、本買主の持続可能性に関する目標の達成を支援するために合理的かつ適時の行動を取ることに同意する。これには、本買主に販売される商品に含まれる特定の材料の出所及び使用に関する情報を売主のサプライチェーン全体で収集すること、評価に参加すること、及び本買主の情報要求に応じることが含まれるが、これらに限定さ

れない。売主はさらに、随時存在する持続可能性に関する本買主の公表されたすべての方針、及び本買主、本買主の顧客、商品又はサービスに適用される持続可能性に関する現行及びその後制定されたすべての法令を遵守することに同意する。Carrier の最新の ESG レポートは、オンライン (<https://www.corporate.carrier.com/corporate-responsibility/esg-report/>) に掲載されている。

30. 進行義務

両当事者間の請求、意見の相違、紛争又は紛争解決手続き(訴訟を含むが、これに限定されない。)(以下総称して「紛争等」という。)の存在にかかわらず、売主は、発注書／本リリースの承諾、すべての本製品の適時の引渡し及び／又はすべてのサービスの適時の完了を含むがこれらに限定されない、本契約の履行を誠実に進めるものとする。紛争等は、本契約の条件に従ってのみ解決される。売主は、本製品を別の供給源から取得するための適格性要件及びリードタイム要件により、本製品の出荷又はその他の履行の不履行又は拒否に関与するこの進行義務の不遵守は、容易に把握できない、適切な救済措置を得ることが不便又は実行不可能な即時の損害を本買主に与えることを認める。したがって、売主が進行義務を遵守しない場合、売主は、(i) 売主が進行義務を遵守しない各暦日につき 5 万米ドル (\$50,000) の予定損害賠償(以下「製造中断による損害賠償」という。)を本買主に支払うことに同意し、(ii) 本買主が売主又は売主の関連会社のいずれかに対して負う金額から製造中断による損害賠償の全部又は一部を相殺する権利を有することに同意する。売主は、製造中断による損害賠償が違約金ではなく、売主の進行義務違反の場合に本買主が被る実際の損害についての公正かつ合理的な見積もりであることを認め、これに同意する。

31. 製品の安全性

売主は、商品が、適用されるすべての法令上及び規制上の要件並びに業界基準を満たし、又はこれを上回ることを保証する。売主はさらに、商品が本買主の仕様に記載されている安全上重要な特性及び／又は原材料を管理する適用されるすべての本買主の基準を満たし、又はこれを上回ることを保証する。売主が商品の安全性に影響を与える可能性のある状態を認識した範囲において、売主は、(i) 可能な限り速やかにその旨を本買主に通知し、安全でない可能性のある商品が市場に出るのを防ぐためにあらゆる妥当な措置を講じること、及び (ii) 安全でない可能性のある状態の根本原因を特定するための調査、安全審査、評価、分析などにおいて本買主に協力することに同意する。安全でない可能性のある商品が市場に出回り、安全でない状態の根本原因が売主の全部又は一部によって引き起こされた範囲において、売主は、影響を受けた商品に関する安全リスクを最小限に抑えるために設計された活動(製品リコール、現場改修、検査などが含まれるが、これらに限定されない。)において本買主を支援すること(本買主が活動を実施又はこれに参加するために負担した費用の払戻しを含む。)に同意する。本条に定める要件を遵守しない場合は、注文の重大な違反を構成する。

32. 機会均等義務

請負業者及び下請業者としての本買主及び売主は、41 CFR§60-1.4(a)、60-300.5(a)及び 60-741.5(a)の要件に従うものとする。これらの規則は、保護されている退役軍人又は障害者としての地位に基づく有資格者に対する差別を禁止し、また、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性又は国籍に基づくすべての個人に対する差別を禁止している。さらに、これらの規則は、対象となる元請業者及び下請業者が、人種、肌の色、宗教、性別、性的指向、性同一性、国籍、保護されている退役軍人の地位又は障害に関係なく、個人を雇用し、雇用を進めるためのアファーマティブ・アクションを取ることを要求している。

33. 完全合意／変更

本契約は、供給契約又は注文契約のいずれかを問わず、それぞれの本契約に含まれる事項に関する売主と本買主の間の完全な合意を構成する。本規約に基づく商品、サービス、文書、又はソフトウェア(これらに付随するメンテナンス及びサポートのアップデートを含む。)とともに提供されるシュリンクラップ、クリックラップ、又はその他の諸条件、方針若しくは合意(以下「追加条件」という。)は、これらの使用がアクセスが許可される前に当該追加条件の肯定的な「承諾」を必要とする場合であっても、本買主を拘束しないものとする。当該追加条件はすべて効力を有しないものとし、本買主はその全体を拒否したものとみなされる。本契約は、各当事者が署名した書面によってのみ変更することができる。本買主は、改訂後の本規約をウェブサイト(<https://www.corporate.carrier.com/suppliers/terms-conditions/>)に掲載することにより、将来の注文書に関する本規約をいつでも修正ことができ、当該改訂後の本規約は、その後に発行



するすべての注文書に適用される。売主は、本買主に商品を提供することにより、本規約及びその将来の変更に拘束されることを認め、これに同意する。

別紙

この参照により本規約に組み込まれる Carrier の別紙 A、B 及び C の各最新版のコピーは <https://www.corporate.carrier.com/suppliers/terms-conditions/> に掲載されている。

- A. [別紙 A](#)—Carrier 情報のセキュリティ
- B. [別紙 B](#)—施設又はシステムへのアクセス
- C. [別紙 C](#)—適用法／遵守義務